

事 務 連 絡
平成26年11月10日

環境保健センター 御中

保健福祉部健康推進課

廃棄物処理におけるエボラ出血熱対策について（情報提供）

このことについて別添のとおり連絡がありましたので、ご了知いただき、対応に遺漏のないようよろしくお願いします。

循環第329号

平成26年11月4日

保健福祉部保健福祉課長 殿

環境文化部循環型社会推進課長

(公 印 省 略)

廃棄物処理におけるエボラ出血熱対策について (通知)

このことについて、平成26年10月29日付け環廃対発第1410297号及び環廃産発第1410292号で、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長から別添のとおり通知がありましたのでお知らせします。

つきましては、別添通知の内容に御留意いただくとともに、関係者への周知等をお願いします。

なお、各県民局地域政策部、各市町村廃棄物担当部局及び各一部事務組合には当課から通知していますので申し添えます。

環廃対発第 1410297 号

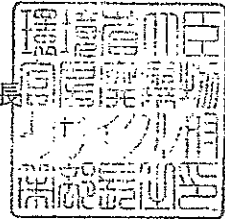
環廃産発第 1410292 号

平成 26 年 10 月 29 日

公益社団法人 全国産業廃棄物連合会

会 長 石井 邦夫 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長



廃棄物処理におけるエボラ出血熱対策について

廃棄物行政の推進につきましては、かねてから御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、現在、西アフリカで感染が拡大しているエボラ出血熱について、世界保健機関が国際的に懸念される公衆の保健上の緊急事態であることを宣言し、その後も感染が更に拡大している現下の状況に鑑み、政府においても、エボラ出血熱対策関係閣僚会議及びエボラ出血熱に関する関係省庁対策会議を設置し、海外で邦人の感染が確認された場合及び国内で感染が確認された場合に備えるとともに、それらの感染が確認された場合に適切に対応するなど、関係行政機関の緊密な連携の下、政府一体となって対応することとしております。

エボラウイルスを始めとする感染及び感染のおそれのある病原体が含まれ、若しくは付着している廃棄物又はこれらのおそれのある廃棄物の処理については、「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」（平成 24 年 5 月）（以下、「マニュアル」という。）

(<http://www.env.go.jp/recycle/misc/guideline.html>) を環境省で策定し、適正な処理の確保をお願いしているところです。貴連合会におかれても、これらの廃棄物の適切な処理の確保のため、必要な措置の実施に努めるとともに、主として運搬時、処分時において作業者への感染防止に万全を期すよう貴連合会会員に周知徹底をお願いします。



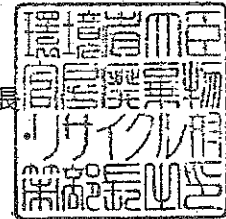
環廃対発第 1410297 号

環廃産発第 1410292 号

平成 26 年 10 月 29 日

公益社団法人 日本医師会
会 長 横 倉 義 武 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長



廃棄物処理におけるエボラ出血熱対策について

廃棄物行政の推進につきましては、かねてから御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、現在、西アフリカで感染が拡大しているエボラ出血熱について、世界保健機関が国際的に懸念される公衆の保健上の緊急事態であることを宣言し、その後も感染が更に拡大している現下の状況に鑑み、政府においても、エボラ出血熱対策関係閣僚会議及びエボラ出血熱に関する関係省庁対策会議を設置し、海外で邦人の感染が確認された場合及び国内で感染が確認された場合に備えるとともに、それらの感染が確認された場合に適切に対応するなど、関係行政機関の緊密な連携の下、政府一体となって対応することとしております。

エボラ出血熱については、その感染経路は接触感染であるとされています。エボラウイルスを始めとする感染及び感染のおそれのある病原体が含まれ、若しくは付着している廃棄物又はこれらのおそれのある廃棄物の取り扱いに関し、関係者が取るべき措置等について取りまとめた「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」(平成 24 年 5 月)を環境省ホームページ (<http://www.env.go.jp/recycle/misc/guideline.html>) に掲載していますので、貴会会員への周知等に御活用下さい。

参考

- ・国立感染症研究所ホームページより

<http://www.nih.go.jp/niid/ja/kansennohanashi/342-ebola-intro.html>

○ 感染経路

エボラウイルス病は感染したヒトまたは動物の血液などの体液と直接接触した場合に感染の危険が生じる。ヒトへの感染の発端が、アフリカでは熱帯雨林の中で発見された、感染して発症または死亡した野生動物（チンパンジー、ゴリラ、オオコウモリ、サル、レイヨウ、ヤマアラシなど）をヒトが触れたことによると示唆される事例が報告されている。その後、感染したヒトの血液、分泌物、臓器、その他の体液に、創傷のある皮膚や粘膜を介して直接的接触することにより、またはそのような体液で汚染された環境への間接的接触でヒト-ヒト感染が起こる。

○ 症状・潜伏期間

エボラウイルス病の最も一般的な症状は、突然の発熱、強い脱力感、筋肉痛、頭痛、喉の痛みなどに始まり、その後、嘔吐、下痢、発疹、肝機能および腎機能の異常、さらに症状が増悪すると出血傾向となる。潜伏期間は2日から最長3週間といわれており、汚染注射器を通した感染では短く、接触感染では長くなる。

- ・「エボラ出血熱について」（厚生労働省）

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou19/ebola.html>



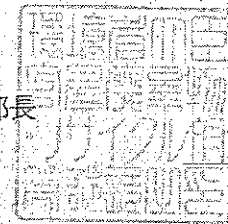
環廃対発第 1410297 号

環廃産発第 1410292 号

平成 26 年 10 月 29 日

各都道府県知事・各政令市市長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長



廃棄物処理におけるエボラ出血熱対策について

廃棄物行政の推進につきましては、かねてから御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、現在、西アフリカで感染が拡大しているエボラ出血熱について、世界保健機関が国際的に懸念される公衆の保健上の緊急事態であることを宣言し、その後も感染が更に拡大している現下の状況に鑑み、政府においても、エボラ出血熱対策関係閣僚会議及びエボラ出血熱に関する関係省庁対策会議を設置し、海外で邦人の感染が確認された場合及び国内で感染が確認された場合に備えるとともに、それらの感染が確認された場合に適切に対応するなど、関係行政機関の緊密な連携の下、政府一体となって対応することとしております。

エボラウイルスを始めとする感染及び感染のおそれのある病原体が含まれ、若しくは付着している廃棄物又はこれらのおそれのある廃棄物の処理については、「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」（平成 24 年 5 月）（以下、「マニュアル」という。）

(<http://www.env.go.jp/recycle/misc/guideline.html>) を環境省で策定し、適正な処理の確保をお願いしているところです。貴職におかれても、エボラ出血熱の感染が国内で確認された場合は、関連する医療機関等から排出される廃棄物の適切な処理の確保のため、マニュアルに基づき、必要な措置の実施のための指導監督に努めるとともに、貴管下産業廃棄物処理業者、医療関係機関、貴管下市町村等に対し、排出時、運搬時、処分時において作業員への感染防止に万全を期すよう周知徹底をお願いします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。